

紹介手数料に関する覚書（有料職業紹介分）

____（以下甲という）と、____株式会社シナジー（以下乙という）
とは 令和 年 月 日 に甲乙間で締結した有料職業紹介基本契約書に基づき、
紹介手数料に関して、以下の通り締結する。締結の証として本書2通を作成し、各々1通ずつ保有する。

第1条（紹介手数料）

甲は、乙が紹介した求職者を採用するにあたり、乙が行ったサービスに対する報酬として、求職者（以下丙という）1名について下記の紹介手数料を支払う。
____（消費税を別途加算するものとする）

第2条（請求書の発行）

紹介手数料に関し、乙は甲に対して、請求書を発行する。

第3条（紹介手数料の支払い時期）

紹介手数料の支払い時期は、原則として乙の紹介した人材が甲に入社した日の属する月の翌月の末日までとする。

第4条（紹介手数料の支払先）

甲は、乙に対し、第1条に定める紹介手数料を、前条に基づき下記の口座宛に振り込む方法により支払う。なお、送金手数料は、甲の負担とする。

金融機関名	東和銀行 桐生支店
口座番号	3114059
口座名義	株式会社シナジー

第5条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- | | | | | |
|------|-----|-------|---------|------|
| ・入社後 | 1ヶ月 | 以内に退社 | :紹介手数料の | 80 % |
| ・入社後 | 2ヶ月 | 以内に退社 | :紹介手数料の | 50 % |
| ・入社後 | 3ヶ月 | 以内に退社 | :紹介手数料の | 10 % |

年 月 日

（甲）

（乙） 株式会社シナジー

埼玉県本庄市五十子2-10-3

印

代表取締役 宮澤克人

有料職業紹介事業

11-ユ-301421